

“未来志向の中小企業が創る元気な滋賀”

－滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方－

平成24年(2012年)5月1日

滋賀県中小企業振興審議会

目 次

1	中小企業振興の意義	1
2	中小企業の定義	2
3	中小企業振興のための関係者の役割	3
	(1) 中小企業者に期待される役割	
	(2) 中小企業を支える関係者に期待される役割	
	① 県	
	② 市町	
	③ 中小企業に関係する団体	
	④ 大企業者(ナショナル・チェーンを含む。)	
	⑤ 金融機関	
	⑥ 大学等教育・研究機関	
	⑦ 県民・消費者	
4	中小企業振興の視点	5
	(1) 中小企業者に対する認識と姿勢	
	(2) 小規模零細事業者への配慮	
	(3) 地域づくりの観点からの中小企業振興	
	(4) 中小企業を支える関係者の連携強化	
	(5) 本県の特徴を活かした施策の展開	
5	本県における中小企業振興の基本的な方向	6
	(1) 成長を目指す中小企業への支援	
	① 新規成長産業の育成	
	② 安全・安心を軸とした中小企業振興	
	③ 中小企業の海外展開への支援	
	(2) 地域の経済・社会を支える中小企業への支援	
	① 人財の確保および育成	
	② 経営の安定および経営基盤の強化	
	③ 創業および新商品・新事業創出の促進	
	④ 交流・協働による連携の推進	
	⑤ 受注機会の確保	
	(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の支援	
	① モノづくり産業を担う中小企業の持続的な発展	
	② 商業の振興、商店街の活性化	
	③ 滋賀の観光ブランドを発信する中小企業の振興	
	④ 様々な産業分野における中小企業の振興	

6 推進にあたって-----10

- (1) 中小企業の振興のための条例
- (2) 実施計画
- (3) 推進体制
- (4) 県施策における中小企業者の意見の反映
- (5) 検証・公表
- (6) 調査・研究
- (7) 税財政上の措置

別冊資料

1. 中小企業振興の意義

中小企業基本法第3条の基本理念において、中小企業は、「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、(中略)我が国の経済の基盤を形成しているもの」と位置付け、「地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」とその役割が求められている。

また、平成22年6月28日に閣議決定された中小企業憲章の基本理念では、中小企業は、「経済や暮らしを支え、牽引する」ものとし、「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす」とされている。さらに、「難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。」とされている。

現在、中小企業を取り巻く社会・経済の状況は、人口減少や少子高齢化により、国内需要が減少し、生産活動を支える労働力も小さくなるとともに、ライフスタイルや意識の変化により、企業活動や購買行動も時代とともに変化が生じている。

さらに、海外情勢に目を向けると、アジア等の新興国の台頭により、海外市場の急速な拡大が進む一方、急激な円高等により、コストダウンを求められることによる経営圧迫や製造拠点の海外への移転による産業空洞化が懸念されるとともに、海外からますます安価な製品やサービスが流入しつつある。

また、昨年の東日本大震災は、サプライチェーンの寸断など中小企業の経営に様々な影響を及ぼしたことなど、中小企業を取り巻く社会・経済環境はなお不透明である。

本県において、中小企業は、生産や消費活動、雇用や地域づくりなど、地域の社会・経済・雇用に重要な役割を担っていることから、中小企業が活性化することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の集積と好循環が期待される。また、現在の厳しい社会・経済状況の中にあっても、時代の変化を前向きに捉え、新たな成長分野に挑戦し、未来に向け果敢にビジネスを展開していくことが強く求められる。

これらを踏まえ、本県の中小企業振興は、中小企業基本法や中小企業憲章の基本理念をもとに、地域経済の主役としての中小企業の自主的・自立的な経営を尊重しつつ、それを関係者が支えることで、中小企業者が本県経済の持続的な発展の原動力となり、地域に貢献する企業として成長し、これによって足腰の強い本県経済の実現が図られることを目指すべきである。

2. 中小企業の定義

中小企業基本法第2条第1項に「中小企業者の範囲」が、また同条第5項に「小規模企業者」が規定されており、おおむね以下の各業種に属する事業を主たる事業として営む会社または個人とされている。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金の額または 出資の総額	常時雇用する 従業員	常時雇用する 従業員
①製造業・建設業・ 運輸業・その他の業 種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

また、中小企業信用保険法や中小企業支援法などにおいては、中小企業基本法における中小企業者の範囲を基本としつつ、中小企業等協同組合のような団体を含めるなど、中小企業の範囲の拡大や限定がなされている。

本県の中小企業振興にあつては、「中小企業者の範囲」を中小企業基本法に基づく定義を基本としつつ、他の法令により対象として加えられているものも含め、県内に事務所または事業所を有する中小企業者を施策の対象とするのが適当である。

また、これら以外の者であっても、上記の基準に相当する規模の事業者について、中小企業者として広く捉えることも必要である。(例えば、農事組合法人など。)

3. 中小企業振興のための関係者の役割

(1) 中小企業者に期待される役割

中小企業者は、自主的・自立的に健全な事業展開を図ることを基本に、地域経済の活性化や雇用の創出に果たす役割は大きく、とりわけ、女性、障害者、高齢者など多様な人材が活躍できる場である。

また、地域づくりへの貢献、環境との調和、人権の尊重、雇用環境の改善、地域団体やコミュニティの活動への参画など、社会に求められる課題に取り組む。

(2) 中小企業を支える関係者に期待される役割

中小企業振興は、行政、中小企業に関係する団体、大企業者、金融機関、大学等教育・研究機関および県民がそれぞれの立場で関わることを求められる。

関係者に期待される役割はおおむね次のとおりである。

① 県

- ・ 中小企業振興の視点に立った施策や事業を推進する。
- ・ 県域の中小企業振興に関する施策を総合的・計画的に推進する。
- ・ 中小企業や中小企業を支援する団体、市町等に対し情報提供や助言その他必要な支援を行う。
- ・ 県域において中小企業を支援するセンターである（公財）滋賀県産業支援プラザと連携し、中小企業振興に関する施策の円滑な推進を図る。
- ・ 県民等に対し、県内中小企業やその製品、サービス等に関する情報を提供する。
- ・ 中小企業の事業活動に対する規制の緩和および行政手続の簡素化を図る。
- ・ 学校教育において、中小企業の果たしている役割も含め、児童・生徒の勤労観・職業観を育成する。
- ・ 県内の中小企業が製造・販売・提供する製品やサービス、請負等の購入、利用を推進する。
- ・ 必要に応じ、国等へ施策の充実や改善を要請する。

② 市町

- ・ 住民に身近な行政として、中心市街地の活性化など地域づくりの視点も含め、中小企業振興の取組を推進する。
- ・ 地域の中小企業が製造・販売・提供する製品やサービス、請負等の購入、利用を推進する。

③ 中小企業に関係する団体

- ・ 県および関係する機関・団体等と協力、連携して、中小企業の経営の安定・向上および改善に積極的に取り組む。

④ 大企業者(ナショナル・チェーンを含む。)

- ・ 地域の中小企業からの調達に努める。
- ・ 中小企業の研究・開発を支援・協力する。
- ・ 商工会、商工会議所、商店街などの地域の商工団体等へ加入し、その活動に協力する。

※ナショナル・チェーン

全国に複数の店舗を設けて事業展開している小売商業施設を設置する者

⑤ 金融機関

- ・ 中小企業の資金需要に対し適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮する。
- ・ 中小企業へのコンサルティング機能の発揮、商談会の開催などの地域密着型金融を推進する。

⑥ 大学等教育・研究機関

- ・ 知的資源を活用し、中小企業に対する研究開発や新事業創出を支援する。
- ・ 地域づくりへの関わりにおいて中小企業振興の視点が求められる場合は、そのことへの理解をもって取り組む。
- ・ キャリア教育において、中小企業の役割および人材ニーズについて、学生が適切に理解するよう努め、学生の中小企業への就職を積極的に推進する。

⑦ 県民・消費者

- ・ 地域経済の主体である中小企業を支えるのは地域の「人」であり、県民や消費者がそれぞれの立場で、中小企業の振興が地域経済の発展および県民生活の向上に寄与することに関心と理解を深める。
- ・ 中小企業に関心と理解を持つ消費者のコミュニティの育成、ネットワークづくりに努める。
- ・ 県内の中小企業が製造・販売・提供する商品やサービス等を自ら進んで購入、利用する。

4. 中小企業振興の視点

(1) 中小企業に対する認識と姿勢

中小企業振興は、中小企業が地域社会・経済の担い手として重要な役割を果たし、県民の暮らしを支えていることを踏まえ、中小企業者の自主的な努力および創造的な活動を尊重し、自立的な経営や相互の連携を促進する。

(2) 小規模零細事業者への配慮

中小企業振興は、家族経営などの小規模零細事業者が県内企業の大多数を占めるという実態を踏まえ、経営規模や経営形態に配慮して推進する。

また、意欲ある起業家や独自の技術やビジネスモデルを持った小規模事業者などの育成にも配慮する。

(3) 地域づくりの観点からの中小企業振興

中小企業振興は、中小企業が地域に根ざした存在であり、地域社会・経済に果たす役割の大きさを考慮するとともに、地域の実情に応じて、中心市街地の活性化、インフラ整備や福祉施策などの地域づくり・社会づくりの観点から、関連する諸施策を総合的に推進する。

(4) 中小企業を支える関係者の連携強化

中小企業振興は、行政、関係団体、大企業者、金融機関、大学等教育・研究機関が相互に連携・協力することが重要であり、県はそのコーディネーター役を果たすとともに、実効性ある仕組みづくりを行い、諸施策を効果的・効率的に推進する。

(5) 本県の特徴を活かした施策の展開

中小企業振興は、これまで築かれてきた琵琶湖の環境保全をはじめとした環境への取組や「モノづくり県」としての産業集積の特色、さらに「三方よし」に代表される近江商人の精神をこれからも適切に引き継ぐなど、本県が有する豊かな資源を活かした企業活動を一層推進する。

5. 本県における中小企業振興の基本的な方向

(1) 成長を目指す中小企業への支援

① 新規成長分野へ挑戦する中小企業の育成

地球環境の保全を積極的に捉え、中小企業にとっての成長分野として環境ビジネスの振興に取り組むことが求められる。

少子高齢化についても、介護、福祉、子育てといった福祉分野での需要の拡大が見込まれ、中小企業にとって有望なビジネスフロンティアである。

また、本県の有する大学や企業などの知的産業を育む潜在力を活かすことができる新たな産業の柱として、成長の可能性が見込まれるクリエイティブ産業においても中小企業の活躍が期待される。

中小企業振興においては、こうした新規成長産業分野に挑戦する中小企業を支援する必要がある。

※クリエイティブ産業

クリエイティブ産業は、知恵や技能などの創造的な活動により、富と雇用を創出する、いわゆる「知的財産権」の形成に関する産業で、経済産業省が実施した「生活文化産業支援のあり方に関する調査」において、コンピュータソフト、音楽・ビデオ、出版、デザイン、アートなどを含む18産業分野とされている。

② 安全・安心を軸とした中小企業振興

琵琶湖の水環境保全などで培われてきた本県の環境に対するこだわりを中小企業振興に活かすことも重要であり、例えば、環境こだわり農産物を使った食品の製造や地産地消型の生活者が信頼のできる製品やサービスをつくり出すことは、地域に根ざした中小企業ならではの安全・安心が実感できる取組である。こうした滋賀の「安全・安心」を軸とした中小企業の振興を図ることが考えられる。

③ 中小企業の海外展開への支援

グローバル化の流れの中で、県内中小企業が生き残るためには海外への販路拡大や進出は有効な手段であり、海外で得られた収益が国内に環流し、新たな事業展開への投資につながるなどのプラス要因も考慮すべきである。こうしたことから、貿易相談窓口の充実、海外におけるビジネス情報の収集や提供、セミナーや海外での展示商談会の開催、人材育成など、中小企業の海外展開を支援する。

一方で、積極的に企業誘致や立地企業の規模拡大を促進し、県内産業の空洞化への危惧に対しても適切に対処する必要がある。

(2) 地域の経済・社会を支える中小企業への支援

中小企業は、経営資源が限られ、様々な課題を抱えていることから、県をはじめ、関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して支援するための仕組みづくりなどにより、以下のような課題に応じた取組を推進し、経営基盤のしっかりした中小企業を育成する必要がある。

① 人財の確保および育成

～魅力ある中小企業で働く人財の確保とそこで活躍する人財の育成～

中小企業は、その事業活動に必要な人材の確保や定着が難しく、また職人の高齢化が進むことにより技術等の継承が困難になっている。このため、中小企業の働く場としての魅力を発信するとともに、若年者をはじめ女性、中高年齢者、障害者などの雇用を促進するための職業相談や求人情報の提供、職業能力の開発、働く場の環境整備の推進などに取り組む。

また、望ましい職業観・勤労観を育成するため、職場見学や体験、インターンシップ等の就業体験など、幼児期からの発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進するとともに、県内の高等学校や大学の卒業生などの県内中小企業への就職を促進する。

さらに、モノづくり基盤技術などに関し専門性の高い人材やグローバル化に対応できる人材などが求められることから、企業ニーズに応じた産業人材の育成を推進する。

※中小企業にとって人材は、単なる材料ではなく、財産であるという考えから、タイトルにおいては「人財」という表記を用いている。ただし、通常の文中では一般用語としての「人材」を用いている。

② 経営の安定および経営基盤の強化

～中小企業の持続的発展のための安定した経営とその基盤強化～

中小企業の事業継続や新たな事業展開に当たり、資金面や経営上の課題に対応するため、制度融資の充実や情報提供、相談・助言など、企業の発展段階や事業活動の状況に応じた総合的な支援体制の強化を図る。

また、地域経済の安定を図るため、事業の収益性があり、雇用の維持や技術の継承などが必要な企業の再生を支援するとともに、後継者問題等に対応するため、相談や外部経営資源の活用などによる円滑な事業承継を支援する。

さらに、地震等の災害などへの対応として、事業継続計画(BCP)の策定をはじめとした中小企業者のリスクマネジメントへの対応を支援する。

③ 創業および新商品・新事業創出の促進

～創業、新商品や新事業の創出による企業活動の活性化～

廃業率が開業率を上回る状況の中、創業や新商品・新事業の創出に取り組む事業者の抱える課題等に対応し、新たなビジネス展開を促進するため、起業意欲のある人材の養成、資金繰りの支援、専門家等による指導・助言、さらにはSOHOなどインキュベーション施設における成長段階に応じた多面的な支援により、創業や新事業創出等の環境の整備を図る。

④ 交流・協働による連携の推進

～産学官金民の連携とコーディネート機能の発揮～

中小企業は、専門的な人材をはじめ、情報、資金や技術面などにおいて経営資源が限られており、単独では解決困難な課題を抱えている。このため、企業間をはじめ、大学等教育・研究機関、公的機関、金融機関および中小企業に関係する団体が一体となってサポートするなど、産学官金民の有機的な連携を推進する。

また、県や中小企業を支援する機関がコーディネート機能を強化することにより、異業種の交流等を通じて、医工連携や農商工連携などの事業活動を促進する。

⑤ 受注機会の確保

～県内中小企業者の受注機会の確保による需要の増進～

県等が調達する物品および公共工事等の発注に当たっては、予算の適正な執行および透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、県内中小企業者が供給する商品、サービスや請負等に対する需要の増進を図るとともに、入札等に係る参加基準および指名基準における県内業者優先の取扱いについて推進する。

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業への支援

① モノづくり産業を担う中小企業の持続的な発展

本県の特徴であるモノづくり産業の基盤を強化するため、公設試験研究機関における相談や試験研究、知的財産の創造・保護および活用により、製品・技術開発力の向上や販路拡大等を促進する。

また、地場産業にあっては、生活様式の変化や輸入品との競合で厳しい経営を迫られており、魅力発信等によるブランド力の向上を促進する。

さらに、道路等の産業基盤の整備を進めるとともに、自然災害等が少ないという本県の特徴を活かし、県内工場や開発拠点の増産・増設や高付加価値型企業や内需型企業等の新規立地を支援する。

② 商業の振興、商店街の活性化

商店街の振興を図るため、魅力ある個店づくりを支援するとともに、地域の商工業者の商店街等の地域団体への加入などによる地域が一体となった取組を進め、にぎわいの創出や利便性の向上、中心市街地の活性化等を推進する。

また、高齢者等の買い物弱者への対応など、ニーズに応じた商店・商店街づくりを推進する。

③ 滋賀の観光ブランドを発信する中小企業の振興

本県の認知度の向上を図るため、観光資源の発掘やその魅力の磨き上げを通じて、本県観光の個性化を進め、滋賀の観光ブランドとして発信する。

また、豊かな自然環境や歴史・文化財などの観光資源を活かした滋賀ならではの体験型観光や、本県のモノづくり企業等が有する資源を活用する産業観光など、ニューツーリズムの推進を図る。

併せて、海外、特に東アジアに向けた情報の発信により、国内外からの誘客を促進する。

④ 様々な産業分野における中小企業の振興

中小企業振興の視点から、農業などの第一次産業との連携、健康福祉産業などのサービス業、運輸、建設業などの振興を図る必要があることから、経営指導や組織化支援および組織育成を図るほか、各業界に応じた振興策を実施する。

例えば、医療・健康・福祉・介護といった分野での創業支援や人材育成等を図るほか、地域の建設業が災害対応やインフラの維持管理等の地域社会の維持に不可欠の役割を果たしていることを踏まえ、建設企業の健全な育成および安定的な経営を図るなどの取組を推進する。

6. 推進にあたって

(1) 中小企業の振興のための条例

中小企業振興を強力に推進するための根拠として、県において条例を制定し、実効性の高い取組を進める必要がある。

条例においては、本県の中小企業振興のための関係者の役割、基本的な施策、実施計画の策定、推進体制等を定める。

(2) 実施計画

実施計画は、3年程度の期間を目標とし、この計画を毎年ローリングをすることにより、予算の裏付けを持つ具体性の高いものとして、機動性のあるタイムリーな事業展開を図ることができるアクションプランとする。

(3) 推進体制

県の中小企業振興施策の実施に当たっては、部局間の連携に一層努め、総合的に推進する必要がある。また、商工観光労働部における中小企業振興に係る体制整備とともに、現場対応力を強化する。

(4) 県施策における中小企業者の意見の反映

中小企業に関する施策の立案や推進に当たっては、中小企業者等の意見を聴き、施策に反映する仕組みを構築する。

(5) 検証・公表

中小企業振興に関する施策の実施状況を検証し、その検証結果を公表するとともに、その結果を今後の施策に適切に活かしていく。

(6) 調査・研究

中小企業の経営状況や中小企業をとりまく経済や環境の実態を的確に把握するため、情報収集・分析力を高めるとともに、国や大学等研究機関と連携するなど、必要な調査・研究に取り組み、その成果を中小企業者をはじめ広く情報提供する。

(7) 税財政上の措置

中小企業振興に関する施策を推進するために、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努める。